

四国地区所有者不明土地連携協議会設立総会・第1回総会 次 第

日 時:平成31年2月7日(木)13:30~15:00

場 所:サンポート合同庁舎南館 102会議室

進 行:四国地方整備局用地部用地企画課長

<第1部>

1. 開会・趣旨説明

- (1) 協議会設立趣旨説明 (用地部用地調整官)
- (2) 協議会構成員の紹介

2. 協議会設立総会・第1回総会

- (1) 協議会規約の決定 (用地部長)
- (2) 会長職代行の指名 (用地部長)
- (3) あいさつ
四国地方整備局長
高松法務局長
土地・建設産業局
- (4) 平成31年度協議会活動方針 (用地部用地調整官)

~~ 休 憩 ~~

<第2部>

3. 意見交換会

議 題

- (1) 所有者不明土地法の施行について (土地・建設産業局企画課)
- (2) 法務局の所有者不明土地への取組について (高松法務局民事行政部)
- (3) 用地業務に対する市町村支援について (四国地方整備局用地部)
- (4) 構成員からの情報提供等について

4. 閉 会

四国地区所有者不明土地連携協議会 設立総会・第1回総会
出席者名簿

会 員

所 属	役 職	氏 名	備考
四国地方整備局	局 長	平井 秀輝	
	建 政 部 長	稲村 行彦	
	用 地 部 長	西川 実	
高松法務局	局 長	石山 順一	
	民事行政部長	岡田 治彦	
	民事行政部 首席登記官	中山 浩行	
徳島県 県土整備部 用地対策課	副 課 長	矢田 孝志	
香川県 土木部 土木監理課	主 幹	福岡 憲章	
愛媛県 土木部 土木管理局 用地課	課 長	船田 幸仁	
高知県 土木部 用地対策課	課 長	黒石 浩一	

協力会員

所 属	役 職	氏 名	備考
四国弁護士会連合会	副 理 事 長	平井 功祥	
香川県司法書士会（日本司法書士会連合会 四国ブロック会）	会 長	森塚 幸範	
香川県土地家屋調査士会（日本土地家屋調 査士会連合会四国ブロック協議会）	副 会 長 （社会事業部長）	細川 俊文	
四国不動産鑑定士協会連合会	理 事	長尾 直樹	
一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部	支 部 長	二川 益行	
香川県行政書士会（日本行政書士会連合会 四国地方協議会）	会 長	岩城 隆文	

所 属	役 職	氏 名	備考
国土交通省 土地・建設産業局 総務課	公共用地室長	渡 邊 裕	
国土交通省 土地・建設産業局 企画課	課 長 補 佐	栗 山 達	

事務局

所 属	役 職	氏 名	備考
四国地方整備局 用地部	用地調整官	和田 泰行	
	用地企画課長	橋本 慎二	進行

(敬称略)

四国地区所有者不明土地連携協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、四国地区所有者不明土地連携協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。)」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う所有者不明土地を含む事業用地の取得又は使用に係る業務(以下「用地業務」という。)について、関係する者が連携することにより、用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 地方公共団体の用地業務の円滑な遂行のための支援
- 二 所有者不明土地法の施行に関する情報共有
- 三 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 本会は、別表1に掲げる会員及び協力会員(以下、「構成員」という。)をもって構成する。

2 協力会員は、本会の求めに応じて、専門的知見をもって助言等を行う者とする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省四国地方整備局長をもってこれに充てる。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

2 通常総会は、原則として毎年1回会長の定める時期に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

5 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- 一 本規約の改正
- 二 構成員の加入・退会
- 三 幹事会から提出された議案
- 四 その他重要な事項

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。
- 3 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 4 幹事会は、四国地方整備局用地部用地調整官が座長として主宰する。
- 5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する議案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(分科会・作業部会)

第8条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会又は作業部会を設けることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、四国地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月7日から施行する。

別表1(第4条第1項関係)

四国地区所有者不明土地連携協議会 構成員名簿

一. 会員

国の機関

機関名	摘要
国土交通省	
法務省	

県の機関

機関名	摘要
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	

二. 協力会員

団体名	摘要
四国弁護士会連合会	
日本司法書士会連合会四国ブロック会	
日本土地家屋調査士会連合会 四国ブロック協議会	
四国不動産鑑定士協会連合会	
一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部	
日本行政書士会連合会 四国地方協議会	

別表2(第7条第2項関係)

四国地区所有者不明土地連携協議会 幹事会名簿

機関名	担当部局	摘要
国土交通省	四国地方整備局用地部 建政部	
法務省	高松法務局民事行政部	
徳島県	県土整備部	
香川県	土木部	
愛媛県	土木部	
高知県	土木部	